

さいたま市外郭団体指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が外郭団体に対して行う指導及び調整に関し必要な事項を定め、外郭団体の円滑な運営及びその効率化、活性化を促進し、もって市政の効率的運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、外郭団体とは次の各号に掲げる法人をいう。

- (1) 市が当該団体の基本財産等の25%以上を出資又は出捐している法人
- (2) 前号に定めるもののほか、本市の人的又は財政的援助の状況等を考慮して都市戦略本部長が指定する法人

(指導調整)

第3条 団体を所管する局長等の長（以下「所管局長」という。）は、所管する団体の組織、人員、財務、事業の執行状況及び成果等の運営状況を把握するとともに、団体の特性、自主性、自立性等に配慮しつつ、必要な指導及び調整を行う。

- 2 所管局長は、所管する団体において、さいたま市情報公開条例の趣旨に基づいた情報公開が推進されるよう適切な指導を行う。
- 3 所管局長は、所管する団体において、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に基づいた個人情報の保護が遵守されるよう適切な指導を行う。

(所管局長の協議)

第4条 所管局長は、本市又はその所管する団体が当該団体に関して、次に掲げる事項を行おうとするときは、あらかじめ都市戦略本部長に協議しなければならない。

- (1) 団体の解散、統合、業務の継承等に関する事。
- (2) 本市の資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の額の変更に関する事。
- (3) 本市の出資比率に変更をきたす本市以外の出資に関する事。
- (4) 役員構成、組織、人員、給与等の重要な変更に関する事。
- (5) 本市の職員又は退職者の任用及びこれらの者の勤務条件等の変更に関する事。

- (6) 本市の補助金又は貸付金等の支出に係る基本的な方針の変更に関すること。
- (7) その他団体の運営に関する重要事項に関すること。

(協議の処理)

第5条 都市戦略本部長は前条の協議を受けたときは、総務局長、財政局長及び関係局長との意見を調整し、所管局長に意見を述べる等の必要な措置を行う。

(所管局長の報告)

第6条 所管局長は、次に掲げる事項のうち第1号から第3号については毎年7月15日までに、第4号についてはその都度、都市戦略本部長に報告しなければならない。

- (1) 団体の概要等調査表（様式1）
- (2) 予算及び事業計画
- (3) 決算報告及び事業報告
- (4) 諸規定の改正等

2 所管局長は、決算資料等に基づいて当該団体の経営目標の達成度について、成果、費用対効果、及び団体の財政状況を検証・評価を実施し、評価結果に基づいた経営改善を行わせるとともに、これを都市戦略本部長に報告しなければならない。

(報告の処理)

第7条 都市戦略本部長は、前条の規定による報告を受けたときは、財政局長と協力し、これを取りまとめて整理する。

2 前項の場合において、都市戦略本部長は、当該報告事項に関し、必要があると認めるときは、所管局長及び当該団体に対し指導及び調整を行う。

(運営状況の調査)

第8条 所管局長は、必要に応じて団体の運営状況について調査を実施する。

2 都市戦略本部長は、所管局長及び団体に対して、当該団体の運営状況の調査を求めることができる。

3 所管局長及び外郭団体は、前項の調査を実施したときは、遅滞なく都市戦略本部長にその結果を報告しなければならない。

(団体の新設等に関する調整)

第9条 所管局長は、本市が資本金等を出資することとなる法人の設立を計画するにあたっては、あらかじめ都市戦略本部長及び財政局長と必要な協議を行わなければならない。

2 都市戦略本部長は、前項の協議を受けたときは、財政局長及び関係局長等と意見調整をし、所管局長に意見を述べる等の必要な措置を行う。

(委任)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年6月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年11月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年3月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年1月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。